

第10回 規制改革推進会議 議事概要

1. 日時：令和3年5月18日（火）17:30～18:16

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、岩下直行、大石佳能子、大槻奈那、大橋弘、佐久間総一郎、菅原晶子、高橋滋、武井一浩、竹内純子、谷口綾子、中室牧子、南雲岳彦、夏野剛、水町勇一郎、御手洗瑞子

（政府）河野大臣、藤井副大臣、山崎内閣府事務次官、田和内閣府審議官

（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、黒田規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次長、大野参事官、川村参事官、中嶋参事官、長瀬参事官、吉岡参事官、赤坂企画官、藤山企画官

4. 議題：

（開会）

1. デジタル技術の進展を踏まえた大学・高校の設置基準等の見直し及び外部人材の積極活用のための教員資格制度の見直しに関する意見について
2. デジタル時代の刑事法の在り方について
3. 規制改革推進に関する答申の構成案について

（閉会）

○小林議長 時間となりましたので「規制改革推進会議」の第10回会合を開催いたします。

本日は、オンライン会議となります。

佐藤委員、新山委員の2名は御欠席でございます。

また、本日は河野大臣、藤井副大臣に御出席をいただいております。

まず、河野大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○河野大臣 本日、規制改革推進会議に御参加をいただきましてありがとうございます。

朝早くだったり、夕方だったり、いろいろな時間で、委員の皆様には時間をお差し繰りいただき、本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。

今日はまず2つの意見書の取りまとめ。大学・高校の設置基準、それから、教員資格の制度の見直しということで、大学卒業に学年制4年以上みたいな要件がありますが、私もアメリカの大学を3年でいっておりますので、日本は何で4年でなくてはいかんのかというのは常々思っておりました。何年在学したかでなくて、何を習得したかで卒業が認められるよう、3年半でいければ海外との留学の接続もうまくいくのだらうと思いますし、い

ろいろなことが柔軟にできると思います。入学時期、卒業時期の柔軟な設定ということもできるだろうと思います。

また、教育現場への多様な外部人材の登用、特別免許というのがありますが、なかなか活用されていない。そういう中で私は毎回申し上げておりますけれども、英語のできない人が英語の先生をやっている、生徒が英語をうまくなるはずがないではないかというのをずっと申し上げておりますが、新たな時代にふさわしい制度づくりを速やかに進めていく、そういう議論につなげていきたいと思っております。

その次に、刑事法の在り方。デジタル技術が発展し、サイバー空間における脅威が非常に変わってきている中で、事業者、消費者が安全に安心してデジタル技術を使うことができるように、これは技術面もちろんですけれども、法制面でも対応していかなければいけない時代になってしまったのだと思います。海外でも急速にいろいろなことが進んでいる中で、日本が法制面で後れをとらないようにデジタル時代にふさわしい刑事法の在り方について、これは先手先手の成果をお願いしたいと思っております。

それから、答申案の骨子についても御議論をいただきたいと思っております。菅内閣発足後、各ワーキンググループを含めると実に、全部合計すると79回にわたって精力的な御議論をいただいてまいりました。本当に多くの会合に参加していただいた皆様には、心からの御礼を申し上げたいと思っております。

行政手続のオンライン化の書面・対面原則の見直し、オンライン利用率の問題、アジャイル型と呼ばれるシステム開発のルールの整備、物流の分野での様々なデジタル化など、まだ道半ばのものが幾つかございます。しかし、データ、エビデンスに基づいて期限をしっかりと決めて、具体的な成果を出すというのが大事だと思っております。この答申は一つの区切りではあります。毎年しっかりとしたものを出していただいておりますが、私はあまりこの答申にこだわらずに、これは一つの区切りではありますけれども、もうすぐ次の議論を進めていただきたいと考えておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○小林議長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの河野大臣のお話の内容に沿って進めていきたいと思っております。

議題1でございますが「デジタル技術の進展を踏まえた大学・高校の設置基準等の見直し及び外部人材の積極活用のための教員資格制度の見直しに関する意見について」を進めたいと思っております。

雇用・人づくりワーキンググループの大槻座長より御説明をお願いいたします。

○大槻委員 ありがとうございます。雇用・人づくりワーキンググループの大槻です。

当ワーキンググループでの議論を通じたデジタル技術やオンライン授業の進歩・普及と、教育現場での様々な規制との間に生じている乖離を解消すべきであるという問題意識から、大学・高校設置基準と、それから、教員資格制度に関する意見書を発出したいと考えております。お手元の意見書を御覧ください。大学をこれから御説明したいと思っております。

まず（１）デジタル時代を踏まえた大学・高校の設置基準等の見直しのうち、大学設置基準についてです。「オンライン授業等に係る単位上限の見直し、ルールの明示化」は、対面・オンラインのハイブリッド授業等を含め、オンライン教育で受講した講義の単位の扱いを明示化し、広く周知することも求めています。

次に「施設等の基準の見直し」は校地・校舎の面積要件や運動場の必須要件等に係る柔軟な対応が可能となるように見直しを求めています。

次に「卒業要件にかかる学年要件の見直し」です。これは先ほど河野大臣からお話がありました、在学年数ではなく習得内容によって卒業が認められるよう、要件の見直しを求めるものです。

次に「定員管理、専任教員数の規制の見直し」は、学部単位の入学定員、そして、専任教員数の柔軟な設定を求めています。

次に「大学・専門職大学等の設置基準等の明確化」は、新たな大学・専門職大学の設立に当たっての基準の明確化を求めるものです。

そして、大学の最後ですが「単位互換制度の在り方の検討」は、60単位を上限とする単位について、人材の流動性の観点等から、その在り方についての議論を求めるものです。

続きまして、高校の設置基準についてです。

まず「施設・設備要件の総点検」は、大学と同様、教育現場の独自性が生かされるよう、設置基準に定める施設・設備要件について柔軟な対応を求めるというものです。

次に「教育課程編成の柔軟化による学習の質の向上」は、生徒の習熟度等に応じた学習指導が可能である旨を現場に浸透させるように求めるものです。

「高等学校におけるICTの活用等」は、教師のICTに関する知識習得などソフト面を含めた支援を求めるというものです。

そして「指導要録の電子化の推進」は、校務の情報化・標準化を進め、指導要録の電子化の推進を求めるものです。

そして、最後の項目ですが（２）教員資格制度にかかる規制・制度の見直しです。教師の質の定義と、それに基づく制度の見直しは、そもそも教師の質についての整理が必要だという問題意識で、現在の教員免許制度や免許更新制がそれに資するのかどうかという観点で見直しを求めるものです。

次に「特別免許状の在り方の見直し」は、現状、利用率が非常に低位にとどまっている、特別免許状の利用促進に向けた手続面・要件面の見直しを求めるということです。

そして、最後の項目ですが「外部人材登用に向けた新たな仕組みの検討」は、社会人経験者が円滑に教員免許状を取得できるよう、特別免許状を活用した仕組みの検討等を求めるものになっております。

意見書の内容は以上のとおりです。皆様の御審議をお願いしたいと思います。

○小林議長 ありがとうございます。

御意見・御質問につきましては、議題２が終わったところでまとめてお伺いをすること

といたします。

続きまして、議題2「デジタル時代の刑事法の在り方について」を、成長戦略ワーキンググループの大橋座長より御説明をお願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。成長戦略ワーキングの委員の間で御相談させていただきまして、資料2のとおり、デジタル時代の刑事法の在り方を取りまとめましたので、簡単に御説明いたします。

第1節は基本的考え方となります。デジタル時代においては、ネットワークやシステムが経済社会において重要な役割を果たすようになります。家電や自動車、工場など様々なものがIoTなどネットワークで結ばれるようになり、サイバー空間における脅威が、人の安全や生命にも影響を及ぼす可能性が高まっています。

安全性の担保は経済社会のデジタル化を進めていく上で最重要の課題です。技術面での対応ももちろんですが、法規制の観点からも新たな脅威への対応を考えていく必要があります。その際には、刑事政策、刑事法での対応の在り方を議論することは避けて通ることができません。

デジタル時代において、安全性を確保しつつもイノベーションや成長を実現する基盤を築くための提言として、今回資料2を取りまとめました。

第2節では論点を5つ示させていただいています。

1点目、経済社会のネットワーク化が進む中で、デジタル技術による侵害行為は、広範囲で甚大な被害をもたらす可能性があり、技術進歩の先手を打つ対応が必要となります。

2点目、デジタル時代の基礎インフラの整備という観点からも、刑事法もイノベーションを促進する形での性格を持つべきと考えられます。

3点目、これまでデジタル技術の進歩は既存の法制度に付加される形での特例的な扱いとして対応されてきたものと思います。今後、デジタル時代の将来像を念頭に置きながら、体系的な整理を行う必要があります。

4点目、デジタル犯罪においては、構成要件や違法性阻却の考え方を見直す必要があるかどうか、また、法益の侵害の結果として生じた場合に処罰をするというこれまでの考え方でよいのかといった点についての議論が必要だと思います。

5点目、新たな範疇のデジタル犯罪については、法執行にも難しさがあります。現場における理解を促す取組も必要です。また、国境を越えた犯行が容易となるために、域外審査や法執行における国際的な連携も重要となります。

最後に、第3節として今後の取組をまとめました。サイバー空間における脅威は世界的にも認識され始めており、諸外国では関連する立法化の動きが見られます。我が国においても、先ほど大臣にもいただきましたが先手先手を見据えた議論をする必要があります。

一方、新たなデジタル関係の犯罪類型を整備する際にはイノベーションを萎縮させないこと、実効的なエンフォースメントが可能となるような形にすることなどの配慮が重要であります。このような点を踏まえて、法務省においてデジタル技術の発展やデジタル分野

に詳しい有識者などの意見を踏まえつつ、不断の検討を行うものを求めるものであります。

資料2の御説明は以上となります。ありがとうございます。

○小林議長 ありがとうございます。

それでは、この2件の意見書に関しまして、御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。

高橋議長代理、どうぞ。

○高橋進議長代理 ありがとうございます。手短に2件申し上げます。

教育のデジタル化というのは、あくまでも手段であって、その目的は学びの最適化を実現することだと思えます。その意味では意見書にあるようにデジタル時代の教育の在り方全体を見直していく必要があるのだと思えます。また、つくった制度・仕組みが十分活用できているかということも検証していく必要があると思えます。今回の意見書が今後文科省の政策にどう反映されていくか、これからチェックしていく必要があると思えます。

それと同時に、今後、教育の質を議論することが極めて重要なのではないかと思います。どんな教育が最適か、この議論をするためには、教育のインプットとアウトプットに関するデータの蓄積が必要だと思えます。ここが日本は非常に遅れていると思えます。このデータを蓄積して、それを活用して教育のEBPMを実現すること、これが非常に重要だと思えますので、引き続きこの教育分野について文科省と改革についての議論していく必要があると思えます。

以上でございます。

○小林議長 ありがとうございます。

次に、佐久間委員、お願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。私からはデジタル時代の刑事法の在り方に関して、これは別に資料の修正とかそういうことではありません。こういう点も検討していただければということです。

最近、一つの例で言えば、JAXAに対して、これは警視庁公安部も認定した隣国の人民解放軍からの関与によるサイバー攻撃というのがあったと、これはほかの例も考えられます。つまり他国による対日有害活動という中で、サイバー攻撃というのは非常に大きい要素を占めている。ところが、今の刑法なり不正競争防止法でそういうものにどうやって対応するのか、これは訴訟法の問題もあると思えますけれども、そういう点も考えないと、これは民事であれば主権免除ということですが、刑法ですから何らかの対応というのは国が求められているだろうと思えます。その点をぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御異議はございますでしょうか。

それでは、御異議がないということで、これら2件につきましては、規制改革推進会議の意見として決定をいたしまして、本日の会議後に公表をいたすことといたします。

次にまいります。議題3「規制改革推進に関する答申の構成案について」でございます。
事務局から説明をお願いいたします。

○川村参事官 事務局です。説明をさせていただきます。

資料3を御覧ください。「規制改革推進に関する答申骨子（案）」です。

最初に総論ということで「1. はじめに」というところからございます。

そして、2つ目に「各分野における規制改革の推進」、こちらはワーキンググループごとに記載をさせていただいております。

まず、成長戦略ワーキンググループ、民間における書面・押印・対面規制の見直し、デジタル社会の基盤整備、デジタル時代における刑事法の在り方、海底下CCSに関する規制の見直し、刑事手続等のデジタル化。

2番目が、雇用人づくりワーキンググループです。テレワークの普及・促進に資する取組、労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃、多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備、デジタル時代の日本を支えるイノベーション時代の環境整備、オンライン教育等に係る規制・制度の見直し。

投資等ワーキンググループについては、飲食店の話、船荷証券、金融分野、専任・常駐義務、自動運転の実装、次世代モビリティ、生産性向上に向けた物流改革、タクシーの利便性向上、民泊サービス、宿泊施設の対面手続、Society5.0の実現に向けた電波・放送制度改革、公証制度でございます。

次のページ、医療・介護ワーキンググループでございます。医療分野におけるDX、医薬品・医療機器提供の方法の柔軟化・低コスト化、最先端の医療機器の開発・導入の促進、医療・介護分野における生産性向上、オンライン診療・オンライン服薬指導の普及でございます。

農林水産ワーキンググループでは、農協及び漁協における独禁法、若者の農業参入、経営継承、農業経営の法人化、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化、農協改革、農地利用の最適化、農地の違反転用、農業用施設建設に係る規制の見直し、トラクターの公道走行、農産物検査規格の見直し、畜産業の規制改革、畜舎の規制の見直し、改正漁業法の話、さらに漁業者の所得向上に向けたコンプライアンス・ガバナンス、水産物流通適正化法、魚病対策の迅速化。

そして、最後にデジタルガバメントワーキンググループでございます。書面・押印・対面の見直し、オンライン利用の促進、デジタル化に向けた基盤整備、こういった内容でございます。

以上でございます。

○小林議長 ありがとうございます。

それでは、それぞれの御担当分野で答申案の検討をただいま進めていただいているわけでございますけれども、本日は構成案を基に意見交換をしたいと思っております。30分ほどございますので、どなた様でも結構です。御意見をいただきたいと思っております。それでは、よろ

しく願います。

岩下委員、よろしく願います。

○岩下委員 どうもありがとうございます。

今回のこの構成案の項目名を1ページからずっと見ておりますと、ありとあらゆるところにデジタルという用語が散りばめられております。成長戦略、人づくり等でデジタル化を前提とするという議論があるのは先ほどの議題1、2もそうですし、投資等で、これはもう全体がほとんどデジタルの時代に対応するためのものです。医療・介護もDXが重要です。実は農林水産の中にはデジタルという言葉はないのですが、この中にも例えばドローン飛ばしてであるとか、様々な農業水産物の電子取引といったデジタル時代に対応したということがあるわけですし、デジタルガバメントワーキンググループはそもそもワーキンググループの名前にデジタルが入っています。

このように、決して菅義偉内閣がデジタルを大きなテーマに掲げるかということだけではなくて、今の時代に規制改革を行うに当たっては、もうデジタルを前提として考えることは当然であるということになったのだと思います。ただ、実は世の中がデジタルになったというのは、実は考えてみれば今から20年ほど前、2000年前後のミレニアムプロジェクトの中で電子政府という議論があったのと実はそんなに変わらないと、にもかかわらずこの20年間、どうもそれらのものはあまり進まなかった。あえて言えば、行政の仕組みの中で放置されてしまってきたのではないかと思います。

それは国民の側もデジタルといっても、そういうものにちゃんと対応できなかったからだと思うのですが、今回のコロナ禍によって、国民はいやが応もなくデジタルに対応せざるを得なくなった。その意味では、我々はこの21世紀に入って20年たって、ようやく本当の21世紀になったのだと思っています。

その意味では、今回デジタルというテーマを掲げた各項目に極めて大きな意味があり、今回の見直しというのも従来にも増して、こういった形での見直しを進めていくことに大きな意義があると感じております。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

デジタルというのは様々なところに単語として出てくるのですけれども、これはやはり、それぞれに残したほうがいいでしょうね。「デジタル時代を踏まえた」、「デジタル時代の」などという接頭語みたいな部分を除いてしまうとインパクトは弱いでしょうから、それはどうお考えですか。

○岩下委員 今の視点でいきますと、各々の言葉の中に、例えばデジタル化に応じた教育制度の見直しといったこと、あるいは医療・介護の見直しというところにそれぞれに思いがこもっていると思いますし、それぞれの分野の中でもやらなくてはいけないという意識が入っていると思います。もちろんそれ以外のテーマもあるにはあるわけですし、デジタルとは関係なくやっていかななくてはいけない部分も当然あると思いますので、そういう意

味では、デジタルのというところが何回も何回も繰り返し出てくること自体は、これはまさに今回の規制改革の答申の特徴であると考えて、それをそのまま残すのがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○小林議長 それでは、次に高橋議長代理、お願いいたします。

○高橋進議長代理 ありがとうございます。

今のデジタル化の話ですけれども、この規制改革推進会議が1年半前に新たな会議体としてできたときに、何をテーマにするかという議論をしたわけですけれども、やはり成長に資するデジタル規制改革、これをメインテーマに挙げようということで、その後ずっとやってきたわけです。ここに来てようやく各ワーキングで取組の成果が上がりつつあるということだったと思います。

議論を始めた頃は各省の動きも鈍かったわけですけれども、この半年ぐらい、各省の動きが前向きになってきたという気がします。河野大臣の各省への叱咤激励がすごい効果があったのではないかと思います。それでも、各省の取組姿勢にまだ大きな差があると思います。今後はやはりスコープを広げて、先ほどの意見書ではないのですけれども、刑法とか法律の在り方などにまで議論を広げていく必要があると思います。

それから、デジタル改革は特に3つの分野、地方自治体の手続、教育・労働分野、医療・介護、ここが肝だと思います。これは各省庁の抵抗も結構あるわけですけれども、大きな課題として取り組んでいく必要があるのではないかと思います。この点、秋にデジタル庁が発足しますが、私たちの役目も終わりということではなくて、このデジタル庁と私どもが一緒になって、デジタル規制改革をさらに加速させていくことが非常に重要なのではないかと思います。

以上です。

○小林議長 菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今、高橋議長代理からもお話がありました医療・介護は岩盤規制と言われている分野ですが、ワーキングでも議論しましたが、安全性・有効性という視点は非常に重要なのですが、加えて、経済性や生産性、効率性の視点を強調していくことが重要です。強者の論理と捉えられがちですけれども、ここをきちんと説明をして、例えば医療・介護の負担は、最後は患者や国民に行きますので、経済性が非常に重要であること、生産性向上は効率性と付加価値の向上であり、現場で働く人々の負担を減らし、質の高いサービス提供ができるという面での現場目線、患者目線、国民目線であるということをきちんと説明していくことによって、DX化も進めることが重要だと思います。

また、デジタル化の関係で言えば、患者が自らの医療情報を簡易にアクセスできるようになると、医師と患者の関係も変わってきて、情報の非対称性が多少解消され、対等とまではいきませんが、自らの健康や病気についてきちんとした情報を得て判断する一

助になるという意味でも患者目線になっていることや、オンライン診療や服薬指導は必要な人が必要なときに必要な医療にアクセスするための選択肢の一つとしても有効であるなどをきちんと説明をしながら答申をまとめられるといいと思います。

最後に、医療・介護や雇用・人づくりなど残された課題を答申で何らか次につなげるように頭出しできないかと思います。例えば医療では診療報酬や介護報酬は非常に難しい課題ではありますけれども、引き続き議論をし続けなければいけない課題なので、2024年の同時改定なども見据えながら頭出しを。雇用・人づくりであれば、例えば、大槻座長の御尽力で高等教育などはかなり進みましたが、義務教育のDX化などはまだ課題もありますし、雇用についてはテレワークや働き方改革をしているにもかかわらず、多様な価値観を持つ個々人に応じた多様な働き方の選択肢という視点における労働基準法の見直しなど、こうした問題を次につなげるために、何らかの形で頭出しした記載ができればいいと思います。ありがとうございました。

○小林議長 ありがとうございました。

それでは、佐久間委員、竹内委員、大槻委員の順番でお願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

前にも申し上げたので繰り返しになりますけれども、ぜひこの答申に副題をつけていただければと思います。デジタル後進国にならないためということなのですが、それではちょっとネガティブなので、もうちょっといいのを皆さんに考えていただいて、ぜひそういうインパクトとともに通底している思想を合わせて発出していただければと思います。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

それでは、竹内委員、お願いします。

○竹内委員 ありがとうございます。

私も佐久間委員と同じ意見だと思います。総論のところ、規制改革をめぐる情勢と会議の役割と書いていただく項目を挙げていただいておりますけれども、ぜひこの部分で、何を今この会議で目指していたのかというようなところを書いていただけるとありがたいなと思いました。

今日も午前中、実は産業法案の規制改革の委員会、菅原委員とも御一緒させていただいておりましたけれども、出席をいたしておりました。その中でも、実は本当は法律化とかそういったものが現場のためにもなるというか、むしろ法律化、産業法案を担っていく人材がもう枯渇している。このままの状態で行き詰まっているという状況を改善するための議論をしているわけなのですが、ただ、変えるとなると、やはり不安の声等が出てきやすいというところ、こういったところもあるのがやはり現実がございます。そうしたところを踏まえますと、なぜ今変えなければならないのか、何を变えようとしているのかというところを冒頭でしっかりとお伝えいただく、あるいはサブタイトル等でお伝

えいただくということがありますと、大変ありがたいなと思っております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○小林議長 ありがとうございます。

それでは、大槻委員、お願いします。

○大槻委員 ありがとうございます。

私もほかの方がおっしゃっていただいたとおりでございますが、規制改革ではアクションナブルなものをリストアップしていくわけなので、どうしても全体としてのメッセージというのが捉えづらい可能性がある中で、それを冒頭のところでしっかりと書き込むことが非常に重要だと思います。

それともう一つ、次に何をやるべきかということを書き土産というか、来期に向けてのメッセージとしてしっかりと匂わせるのことも非常に重要だと思っています。我々のワーキングの中でも、結局、これだけ物事が変わってくると、基本法ですとか、まさに先ほど菅原委員が言った“本丸”のところを手をつけなければいけないかもしれない。それは、こういったアクションナブルなものとしてリストアップされた事項ではないかもしれないけれども、それを書かないことには次につながらないということをしっかりと意識して書き込んでいけたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

それでは、南雲委員、お願いします。

○南雲委員 ありがとうございます。

規制改革推進会議でいつも話題になるというか、キーとなる実効性の担保をどうするかというところが一番大きな点なのだろうと思います。今、大槻委員からアクションナブルという言葉が出ましたけれども、まさにアクションをどうやって実行するのかというところについての記載が残課題という形でもいいと思いますけれども、もっと書いてあってもいいのかなと思います。例えばですけれども、デジタルガバメントワーキングのほうでは、オンライン化率という形でKPIを徹底的につくるという形で、どこを何%いつまでにデジタル化するのかということを徹底してやっていこうというわけです。他のワーキングでもデジタル化が多いわけですから、大体共通して同じアプローチが取れるのではないかと思います。なので、実効性を担保するために、やはりそういった見える化、データで押さえしていくことの重要性については、残課題としていくという形で書いていく。

それから、最後の点になりますけれども、我々はデジタル化を通じてイノベーションだということをやっているわけですが、実質的にはサバイバビリティに突入しているのだと思うのです。生き残りのためのデジタル戦略というトーンももう少しあってもいいかなと思います。

以上です。

○小林議長 それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。

今回、デジタル化が、この報告書、あるいは規制改革推進会議全体を通底する概念になっているのは、私もそのとおりだと思います。デジタル化を通じて、成長とか幸せとか、あるいは生産性の向上につなげていかなければいけない中で、要するにデジタル化で何を達成しようとするかという、それは個をエンパワーするというか、個に力を与えるという考え方が重要なと思います。例えば教育で言えば、児童生徒、あるいは学生などの能力を個の学びを最適化するなりして開花させる。あるいは医療であれば患者目線の医療をもっと実現していく。そうしたことが考え方としてはあって、我々はやっているのかなと思います。今後も規制改革推進会議はそうした方向で、いろいろな改革を目指すのが良いのではと私自身は思っていますので、そういうことを冒頭の「はじめに」にあると、全体のまとまりもつくのかなという感じがいたしました。

以上です。ありがとうございます。

○小林議長 ありがとうございます。

それでは、次は高橋委員、お願いいたします。

○高橋滋委員 どうもありがとうございます。

前の会議体のときに、やはり一年一年インパクトのある成果を一つずつ出していくという極めて重要なやり方で、非常にそれが定着していたと思うのですが、やはりこういう長期の改革をするという点で言うと、このデジタル化もそうですが、ある種、総論のところに少し長期的な目標というのを出していくのは極めて重要だと受け取りました。要するに一つ一つ残された課題をきちんと出して、同じことだと思うのですが、もうちょっと中期的な目標を打ち出して、日本社会の課題を受け止めるためにはここまでやっていくというような、ある種の間目標みたいなものを打ち出して、それに向けて粘り強くやっていくというような打ち出しも一つ考えていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

○川村参事官 事務局でございますが、本日御欠席の佐藤委員からコメントをいただいておりますので、御紹介をさせていただければと思います。

佐藤委員からは医療・介護関係とデジタルガバメント関係について御意見をいただいております。

医療・介護関係、一般論として厚生労働省の規制、オンライン診療、中古医療機器の売買は安全性・有効性に偏っており、経済性、医療費への影響、利便性、利用者目線への配慮に欠くように思います。加えて、安全性・有効性もエビデンス、定量的なデータによるのではなく経験則によるもので実態を把握していない。中古医療機器の売買が典型ですが、安全性と有効性の現場、例えば医療メーカーに丸投げするため、結果として公正な競争等が損なわれるリスクも出ているかと存じます。

また、規制の意図が現場に浸透していない面もある。これまでのヒアリングから厚生労

働省からすればできる案件も現場ではできないと、ゼロリスク志向で判断されるケースも少なくないように感じます。通知を明確にするか、現場の状況をフォローアップする体制が必要だと考えます。

デジタルガバメント関係、既にワーキンググループで何度も指摘されていることですが、本人確認を対面でなければできないと考えるのが時代錯誤です。対面でも写真と本人が一致していると確信できるわけではありません。マイナンバーの普及も踏まえ、公的認証の在り方は抜本的に見直されるべきです、という御意見をいただいております。

以上でございます。

○小林議長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。大石委員、お願いいたします。

○大石委員 答申に盛り込むべき内容に関して、今、委員の皆様から御意見いただいたとおり、私も思っております。

ちょっと問題意識として思っているのは、それを実行する仕組みをどうするのかというところで、例えば私が担当している医療・介護のワーキンググループでしたら、この答申の中に出てきている一个一个の細かい一つ一つのもの、中古医療機器をどうするかとか、プログラム医療機器をどうするかということについては、厚労省の各部局と折衝してここまでやりますとか、これは検討を開始しますということを一一个一个詰めていって、その進捗予定を答申に盛り込み、また、それがフォローアップの中で確認されていくという流れになるのです。

より重要というか、個別も大事なのですが、先ほど菅原委員や佐藤委員からおっしゃっていただいた、例えばものの考え方として、安全性だけではなくて、もっと経済性であるとか、もしくは国民視点の立場に立った改革であるとか、そういうものの考え方であったり、要は担当部局を超える、今回はたまたま対応していない診療報酬の問題とかは、そのまま言葉として答申に残っていても、そこをフォローアップして詰めていく仕組みというのがないのではないかと考えていて、そういう意味で言うと、この答申をどのようにして今後フォローアップしていくのかというのが、今までのやり方と少し変えていかなくてはいけないのではないかと考えています。

もしも答申の中で、そういう大きな考え方であるとか枠組みだとか、KPIを全体的に管理する仕組みみたいなことが書き込めて提言できるのであれば、それは実効性が上がるので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○小林議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。南雲委員、お願いします。

○南雲委員 今、大石委員のおっしゃられたことに大賛成でございます、アクションブルという個別のものを撃破していくというアプローチもさることながら、やはり共通のものの考え方を横展開していく、フォローアップする形はシステムチックにやらないと幾ら

労力をかけても時間に負けることはもう明らかなだと思っております。そういうこともあるのでサバイバビリティと申し上げているのですけれども、やはり一般の企業の中であるならば、通常のPDCAの中でシステムチックに回っていくリズム感があるのですけれども、やはりこういう規制改革の世界においても、そういったものをつくっていくという思考はどうしても必要になってくると思います。それがないと、やはり縦割りであったりとか、個別だけになってしまって、全体のシステム、大きな考え方を変えるというところに手が届かないまま1年が終わるということになるので、これは考え方として共有したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○小林議長 その辺を具体的にどうするかですが、先ほど来のお話だとやはりデジタルというのは、最終的には個のエンパワーメントというか、今までのベクトルが全てひっくり返ってしまうような、そういう社会経済システム、あるいはもっと言えば国の在り方そのものの変更につながるわけで、それをやるためのツールとしてのデジタルリテラシーも含め、確かにそういう全体構造というのを総論として今回書いておいて次に送るというのは重要かと思うのですが、この辺、規制改革推進会議オンリーでは当然できるわけではないので、ほかの会議体、あるいは政治との関連性というのも考えなくてはいけないのではないのでしょうか。

ほかにございますか。それでは、ちょうど時間もまいりつつありますので、よろしいでしょうか。それでは、これで意見交換、議題3は終了させていただきたいと思っております。

河野大臣、御発言をよろしいでしょうか。

○河野大臣 本当に数多くの会合に御参加をいただき、御議論をいただきましてありがとうございました。

規制改革というのは議論するだけではなく、実現してなんぼだと思っておりますし、もっと言うと、改革された規制の下で経済を前に進める、あるいは世の中を前に進めてなんぼということがございますので、この皆様の御議論を実際の世の中に移してみ、さらにそれを前に進めるというところまでしっかりやっつけていかなければならないと思っております。規制改革の議論は1日も止めずにしっかり前に進めてまいりたいと思っておりますので、皆様には、引き続きいろいろと御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。

○小林議長 どうもありがとうございました。

それでは、今回の答申案につきましては、本日いただきました御意見を含めまして、引き続き精査していただきたいということをお願いしたいと思います。

また、答申案の構成につきましては、資料3を本日の会議後の記者会見において公表をさせていただきます。

以上をもちまして、本日の会議の議事は全て終了となります。どうも皆さん御苦労さまでございました。ありがとうございました。